

(平成25年3月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

福井国民年金 事案 308

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 61 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 61 年 2 月まで

私は、昭和 56 年 4 月から家族で経営する A 社で働くこととなり、それをきっかけに国民健康保険及び国民年金に加入した。

年金記録を確認したところ、申立期間が国民年金の未加入期間となっているが、当時は、定期的に町内の人が保険料の集金に来ており、同居していた義母が納付してくれていたため、調査の上、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、家族で経営する A 社で働くこととなった昭和 56 年 4 月に国民健康保険及び国民年金に加入し、申立期間の保険料は義母が納付してくれていたと申し立てている。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 5 月 30 日に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人の夫が勤務先を退職し、厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年 3 月 6 日に遡って国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき申立内容とは符号しない。

また、申立人から提出された年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日として、昭和 61 年 3 月 6 日の日付が記載されており、このことは申立人に係る B 市の国民年金被保険者納付記録票（電算記録）及びオンライン記録の資格記録とも一致していることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人の義母は、保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「近所の人が家族の分を定期的に集金に来ていた。」と申し立てているところ、B市は、「申立期間当時、申立人が居住している地区では、市が任命する国民年金委員を配置しており、担当地区内の加入者に係る納付書を四半期ごとに送付していた。当該国民年金委員は、問題なく長期間(昭和41年から平成4年まで)にわたって集金をしていた方で信頼がおける方であった。」と回答している上、当該国民年金委員も「集金は、B市から受け取った個人ごとのカードに基づき集金し、領収書としてカードの半分を渡していた。カードの無い方から集金することは無い。」と回答しており、上記のとおり、申立期間当時は国民年金に未加入であったと考えられる申立人に納付書が発行されることは考え難く、納付書が発行されない申立人の保険料を59か月の長期にわたって国民年金委員が集金していたとも考え難い。

加えて、申立人及びA社の顧問税理士事務所から提出された申立人の昭和56年及び57年分給与所得者の保険料控除申告書を見ると、それぞれ各年に納付すべき国民年金保険料額ではなく、各年度における同保険料額が記載されている。

一方、申立人は、申立人及びその義母自身に係る国民年金保険料の納付及びA社に係る経理事務等は義母が行っていたとしていることから、その義母に係る所得税の確定申告書(控)を見ると、昭和57年分の同申告書(控)には、同年に納付すべき国民年金保険料額が記載されていることが確認でき、申立人に係る上記の保険料控除申告書に記載された同保険料額とは相違している。

なお、申立人の義母が税務関係書類の作成を依頼していたとする上記の顧問税理士は、「各申告書に記載された国民年金保険料額については、領収書を確認したものではなく、申立人の義母が作成した帳簿等に基づいて記載したと思うが、当時の担当者が既に退職しているため明確には分からない。」旨を回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る昭和56年分及び57年分の給与所得者の保険料控除申告書に記載された国民年金保険料額をもって、申立期間の保険料を納付していたと推認することはできない。

また、上記顧問税理士事務所から提出された申立人の義母の昭和56年から63年までの所得税の確定申告書(控)の社会保険料控除欄を見ると、56年及び57年分については一人分に相当する国民年金保険料額が記載され、58年分以降については、国民年金保険料等の明細は記載されていないものの、B市への照会結果等から国民健康保険料及び一人分の国民年金保険料であるものと推認でき、これらはいずれも当該期間の保険料が納付済みとなっている義母の保険料納付に係る記載であると見るのが自然であり、

申立人の保険料については含まれていないと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、A社の経理を行い、国民年金保険料を納付していたとされる義母からも申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な供述が得られない。

このほか、申立人又はその義母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索するとともに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、申立期間当時にC県全域において払い出された同手帳記号番号を縦覧検索したが、申立人に該当する記録は見当たらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年11月から55年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和27年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和54年11月から55年10月まで

申立期間当時に私が勤務していたA社は、厚生年金保険に加入していなかったことから、昭和54年8月22日に国民年金に任意加入し、国民年金保険料は3か月ごとに地区の納付組織に保険料を納付してきた。

私の年金記録を見ると、昭和54年11月27日に資格喪失したこととなっているが、喪失手続をした覚えがなく、申立期間が未加入期間となっており、保険料を納付していない記録となっていることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年8月22日に国民年金の任意加入手続を行い、保険料は地区の納付組織に納期ごとに納付しており、被保険者資格の喪失に係る届出を行った記憶は無いと申し立てている。

しかしながら、申立人に係るB市（現在は、C市）の国民年金被保険者納付記録票の「国民年金資格記録」欄には、「喪申 S54.11.27 申出」と記録されていることから、昭和54年11月27日に任意加入被保険者資格の喪失手続が行われていることが確認できる上、当時、申立人と同居し、保険料を一緒に納付していたとする申立人の義母についても、同日付けで任意加入被保険者資格を喪失していることが、義母の特殊台帳及びオンラインシステムにより確認できる。

また、申立人に係る国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の義母の特殊台帳において、上記の資格喪失処理がいずれも昭和54年12月に社会保険事務所（当時）から社会保険庁（当時）に進達された記録が有ることを

踏まえると、申立人及びその義母の喪失手続（申出）が上記資格喪失日に行われたものとみても不自然ではない。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた地区においては、納付組織が3か月ごとに保険料を集金していたことが確認できることから、申立期間の始期である昭和54年11月及び同年12月の保険料については、昭和54年度の第3期分として、納付済みとなっている同年10月分と合わせて集金されることとなるが、申立人の義母の特殊台帳を見ると、同年11月の検認記録欄には「喪失」と記載されており、同年同月及び同年12月の保険料を収納した形跡は無いことから、申立人及びその義母に係る同期の保険料については、同年10月分のみが集金されたものと考えられる。

加えて、申立人の国民年金被保険者納付記録票を見ると、申立人は、上記のとおり昭和54年11月27日付けで被保険者資格を喪失しており、その後、61年4月1日付けで第3号被保険者資格を再取得するまで、国民年金に加入していないことが確認でき、このことはオンライン記録とも一致しており、行政機関の記録に不自然な点はみられない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、オンラインシステムにより、申立人の氏名について、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月1日から25年9月30日まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」を確認したところ、夫がA社（現在は、B社。以下「C」という。）で勤務していた期間に係る厚生年金保険被保険者記録が欠落していた。

夫は昭和22年4月にCに入社し、申立期間当時は、同社のD工場に勤務していた。その後、E社（後に、F社。以下「G」という。）としてCから分離独立したが、実態としてはCの一部だった。

夫が、申立期間当時にCに勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを明らかにする資料を添えて申立てを行うので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、同氏の年金記録の訂正を求めて行ったものである。また、同氏の長男が申立代理人となっている。

第3 委員会の判断の理由

申立代理人が申立期間当時の元同僚として名前を挙げた者に照会したところ、「私がCに入社したのはH大震災頃であるが、その時、既に申立人は同社D工場に勤務していた。」と供述していることから、申立期間のうち、昭和23年6月頃（H大震災）から、申立人がC及びGで勤務していたことは認められる。

しかしながら、上記の元同僚は、申立人の入社時期は分からないとしており、別の同僚は「私が入社した昭和22年4月当時に申立人はおらず、その後に入社してきたが、時期は覚えていない。」と述べており、このほかに申立人がCに入社した時期を記憶している元同僚の供述は得

られなかった。

また、B社は、「申立期間当時の関係書類を保管しておらず、申立代理人の申立てどおりの届出や保険料控除を行ったかは不明である。」と回答している。

さらに、Gに係る法人登記簿を見ると、昭和24年4月7日に法人となっていることが確認でき、一方、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、25年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、申立人を含む11人が同日付けで同事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得し、厚生年金保険被保険者台帳記号番号が連番で払い出されていることが確認できる。

加えて、当該11人について、厚生年金保険被保険者払出簿及びオンライン記録、並びにCに係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間当時、Cにおいて厚生年金保険の加入記録が確認できる者が一人みられたものの、申立人を含むほかの10人については、加入記録が確認できない。

また、当該11人のうち、連絡先が判明した2人に対し照会したところ、回答があった元同僚は、「私や申立人は、C及びGで働いていた。しかし、私も昭和25年10月1日まで両事業所に係る厚生年金保険の加入記録が無いが、その理由は分からない。」と供述している上、申立代理人は申立期間当時の元同僚として3人の名前を挙げているが、上記回答のあった元同僚を除く2人（上記の11人以外の元同僚）のうち、1人は「私がCで勤務した期間と厚生年金保険の加入記録は一致していないが、その理由は分からない。」と供述していること、他の1人（既に死亡）についても申立期間当時のCにおける厚生年金保険の加入記録が無いことなどを踏まえると、当時、Cでは、全ての従業員について、必ずしも厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、Cに係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間当時、同事業所において、379人が被保険者資格を取得していることが確認できるところ、当該379人について、上記の被保険者記号番号簿を見ると、複数人ずつ連番で払い出されている箇所が多く確認できるところ、その中に欠番は無く、記録の不備も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立代理人から提出された各種の史料等を見ても、申立人が申立期間において厚生年金保険料を控除されていたことを推認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。